

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）							(2) キの内容
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他 → (2)	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布			イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会では児童もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他 (2)に記入してください。		
該当団体数	17	17	17	17	13	0	10	7	6	11	12	10	4	2	3	3	5	13	5	0	0	2	0	2	2	
福井県	福井市	教育委員会事務局学校教育課	0776-20-5350	gakkou@city.fukui.lg.jp	http://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/school/school/syugakuenzyo.html		○	○				○	○				就学時健康診断の際に、学校でチラシを配布	援助対象となる年間所得の目安額を記載	○	○						
福井県	敦賀市	敦賀市学校教育課	0770-22-8149	k-gakkou@ton21.ne.jp	http://www.city.tsuruga.lg.jp/kosodate/gakko/kyoiku/shienseido/shochugakko_enjo.html		○					○						援助対象となる年間所得の目安額を記載	○							
福井県	小浜市	小浜市教育総務課	0770-64-6032	kyoiku@city.obama.fukui.jp	http://www1.city.obama.fukui.jp/obm/edu		○	○	○	○	○	○			○									○		
福井県	大野市	教育総務課	0779-66-1111	kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp	http://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kosodate/josei/shugakusien.html		○	○	○	○	○	○								○						
福井県	勝山市	勝山市教育委員会 教育部 教育総務課	0779-88-8111	educ@city.katsuyama.lg.jp					○	○			○	○	○		就学時健康診断の案内とともにお知らせを同封		○							
福井県	鯖江市	鯖江市教育委員会	0778-53-2253	SC-Gakko@city.sabae.lg.jp	https://www.city.sabae.fukui.jp/kosodate_kyoiku/gakko_kyoiku/shienseido/shugaku01.html		○		○	○		○												○	保護者が学校教育課の窓口に来た際は、学校教育課から配布	
福井県	あわら市	あわら市教育委員会教育総務課	0776-73-8039	kyoiku@city.awara.lg.jp	http://www.city.awara.lg.jp		○				○									○						
福井県	越前市	教育振興課	0778-22-7452	kyoiku@city.echizen.lg.jp	http://www.city.echizen.lg.jp		○	○		○	○	○														
福井県	坂井市	坂井市教育委員会 学校教育課	0776-50-3161	gakkou@city.fukui-sakai.lg.jp	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/gakko/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/syugaku-enjo.html		○	○		○	○	○								○	○					
福井県	永平寺町	学校教育課	0776-61-3937	gakko@town.eiheiji.fukui.jp	http://www.town.eiheiji.lg.jp				○	○	○	○								○						
福井県	池田町	教育委員会	0778-44-8006	kyoui@town.fukui-ikedal.lg.jp	http://www.town.ikedal.fukui.jp					○	○									○	○					
福井県	南越前町	南越前町教育委員会事務局	0778-47-8005	kyoiku@town.minamechizen.lg.jp	https://www.town.minamechizen.lg.jp/kurasi/103/125/syou_chu/p002352.html		○				○									○						
福井県	越前町	越前町教育委員会 学校教育課	0778-34-8716	gakkou@town.echizen.lg.jp	http://www.town.echizen.fukui.jp/						○	○												○	・新入学児童生徒全員に配布。 ・前年度申請のあった家庭にも配布。 ・予備として各学校に「案内・申請書」を配布し、随時希望者に配布してもらう。	
福井県	美浜町	教育委員会事務局教育政策課	0770-32-6708	s-kyoiku@town.fukui-mihama.lg.jp							○	○				前年度の3月に民生委員の研修会で就学援助制度の書類を説明、配付								○		
福井県	高浜町	教育委員会事務局	0770-72-7724	gakkou-edu@town.takahama.fukui.jp			○	○		○															○	
福井県	おおい町	おおい町教育委員会 学校教育課	0770-77-1150	kyoiku@town.ohi.lg.jp	http://www.town.ohi.fukui.jp/		○				○									○	○					
福井県	若狭町	教育委員会事務局	0770-62-2730	kyoiku@town.fukui-wakasa.lg.jp							○	○						世帯の目安となる所得額を記載	○							

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率															
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度								
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円						
該当団体数	17	8	11	7	5	5	10	1	2	3	3	1	2	3	5	1	1	8	0	7	10	10	10	10	10	0	0	2	6	17	17						
福井県	福井市															○						1.3	課税所得	25	7	341						10%未満	10%未満				
福井県	敦賀市																	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	321						10%未満	10%未満				
福井県	小浜市																	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	229						15%未満	15%未満				
福井県	大野市		○																								○					(1)のチに準じて係数1.3を用いて判定している。ただし、保護者等の所得額等は前々年中の所得額等を用いている。	10%未満	10%未満			
福井県	勝山市																	○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	322						10%未満	10%未満				
福井県	鯖江市																	○				1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	246						10%未満	10%未満				
福井県	あわら市	○	○	○			○																				○					特に就学援助の支給が必要であると教育委員会が認める者	10%未満	10%未満			
福井県	越前市		○				○																					○					市民税の均等割額のみ課税 その他、これらと同程度に困窮していると教育委員会が認めたとき	15%未満	15%未満		
福井県	坂井市	○	○				○															1.3	課税所得	25	7	321									基準根拠 平成25年8月生活保護基準見直し改正前の基準額	10%未満	10%未満
福井県	永平寺町	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○				○				1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	230								5%未満	5%未満		
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○																										生活状況が著しく変化した場合	5%未満	5%未満		
福井県	南越前町		○				○																					○					教育委員会が生活に困窮していると認められる者	10%未満	10%未満		
福井県	越前町																		○				1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	247								10%未満	10%未満	
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○		○	○																	○					(1)キ、ク、サ、シ、スのいずれかに該当する者の世帯全体の年間所得から社会保険料等を差し引いた額を月額換算した額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の必要額測定に準じた必要額の1.2倍未満の世帯の者	5%未満	5%未満			
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	350								10%未満	10%未満		
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○																				○					経済的に困っている。 特別の事情がある(家庭の主宰者が急死、災害にあうなど、経済的に困っている)	5%未満	10%未満			
福井県	若狭町	○	○	○																			1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	277								5%未満	0%	

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
①都道府県	②市町村名	学用品費																		新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費						(2) 補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	17	0	0	0	5	5	5	12	12	0	0	0	0	4	4	4	13	13	0	4	4	0	0	0	0	1	1	1	7	8	1	8	8	8	2	2	0	8
福井県	福井市							○	11,420								○	40,600		○	19582							○	29,685								支給平均額は、平成29年度の実績額より算出（小数点以下切捨て）	
福井県	敦賀市				○	11,100	11,100										○	40,600										○	30,000									
福井県	小浜市							○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490					支給平均額は平成29年度実績 ・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・学費については当初予算額の算定に当たって考慮していないため0円としている。
福井県	大野市							○	11,420								○	40,600		○	0										○	21,490	21,490					
福井県	勝山市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600															○	21,490	21,490					支給平均額は、30年度予算に計上した単価
福井県	鯖江市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,000								
福井県	あわら市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	33,000								通学費：スクールバス通学（無償）により執行見込なし。
福井県	越前市							○	11,420								○	40,600										○	30,091									
福井県	坂井市							○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490					通学費・・・スクールバス負担金の1/2
福井県	永平寺町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600															○	21,490	21,490					支給平均額は30年度予算計上の単価。
福井県	池田町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600											○	5500			○	21,490	21,490					
福井県	南越前町							○	11,420								○	40,600											○	35,508								
福井県	越前町							○	11,420								○	40,600																	○	21,180		
福井県	美浜町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600															○	21,490	21,490					支給平均額は30年度予算に計上した単価により記載。上限額については、学年の区別なく同額。
福井県	高浜町							○	11,420								○	40,600										○	25,000									
福井県	おおい町							○	11,420								○	40,600													○	22,600	22,600					
福井県	若狭町							○	11,420								○	40,600																○	21,490			

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項									
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	17	0	0	0	5	5	5	12	12	0	0	0	0	4	4	4	13	13	0	5	5	0	0	0	0	0	0	1	6	7	1	9	9	9	2	2	0	9	
福井県	福井市						○	22,320								○	47,400		○	43842											○	90000	72727					支給平均額は、平成29年度の実績額より算出（小数点以下切捨て）	
福井県	敦賀市			○		21,700	21,700									○	47,400										○		67000										
福井県	小浜市						○	22,320									○	47,400												○	57590	57590						支給平均額は平成29年度実績	
福井県	大野市						○	22,320									○	47,400		○	0									○	57590	57590						・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・通学費については当初予算額の算定に当たって考慮していないため0円としている。	
福井県	勝山市			○		22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	57590	57590						支給平均額は30年度予算計上単価	
福井県	鯖江市						○	22,320									○	47,400		○	0								○	84000									
福井県	あわら市						○	22,320									○	47,400		○	0								○	93000								通学費：スクールバス無償化により執行見込みなし。	
福井県	越前市						○	22,320									○	47,400										○	71128									「修学旅行費」の「支給平均額」は、平成29年度の実績額（支給平均額）を記載	
福井県	坂井市						○	22,320									○	47,400											○	57590	57590						通学費・・・スクールバス利用負担金の1/2		
福井県	永平寺町			○		22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	57590	57590						支給平均額は30年度予算計上の単価。		
福井県	池田町			○		22,320	22,320						○	47,400	47,400				○	5500									○	57590	57590								
福井県	南越前町						○	22,320									○	47,400										○	68032										
福井県	越前町						○	22,320									○	47,400																○	70000				
福井県	美浜町			○		22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	57590	57590							支給平均額は30年度予算に計上した単価により記載。上限額については、学年の区別なく同額。	
福井県	高浜町						○	22,320									○	47,400									○	77000											
福井県	おおい町						○	22,320									○	47,400											○	77200	77200								
福井県	若狭町						○	22,320									○	47,400															○	57590					

